

I 健診センターの新型コロナウイルス感染症対策（学会推奨）

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。健診施設は、3つの密のそれぞれを可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診施設の受診環境の確保

- ・受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場ではマスク着用を必須とします。
- ・受診者のマスクは受診者に用意してもらい、着用がない場合は健診を受診できません。
- ・健診受付前、問診、体温測定を行い、受診者の健康状態を確認します。
- ・発熱があるなど健診受診者として不相当と判断した場合は、受診者に説明した上で後日の受診とします。
- ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・室内の換気は、定期的に窓やドアを開けるなどして行います。
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
- ・職員は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。
- ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータボタン等受診者が触れる箇所を、定期的に清拭し環境衛生に努めます。

○ 健診施設職員が感染源とならないための配慮

- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認める際には職場に電話連絡し、医療機関を受診します。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認し、異常を認めた場合は出勤を停止します。
- ・過去に発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します。このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
- ・職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。

○ 緊急時の対応

- ・胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者に説明し、その後の健診を中止します。
- ・当該受診者の移動経路について接触部位の消毒を直ちに行い、関与した職員の接触状況を調査します。
- ・当該受診者と接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス肺炎の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

○ 健康診断項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎に清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保するよう配慮します。

② 身体計測、生理機能検査、X線撮影、その他検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとに清拭します。

③ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。